

## 公益財団法人秦野市スポーツ協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第47条の規定に基づき、賛助会員について、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、定款第3条に規定するこの法人の目的に賛同し、後援する個人、団体、企業等で、会長の承認を得て入会したものをいう。

2 賛助会員の資格の期間は、入会した月の属する事業年度とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になることを希望する者（以下「申請者」という。）は、入会申込書（第1号様式）に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

2 前年度から賛助会員を継続する場合は、入会申込書の提出を省略することができる。

3 前項に規定する入会の申込みをする場合において、申請者が、この法人が指定する口座に会費を振り込むときは、前項に規定する入会申込書の提出を省略できるものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額10,000円

(2) 個人会員 1口 年額5,000円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特権)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) この法人が刊行する情報誌の提供

(2) この法人の情報誌、ホームページへの個人名、団体名又は法人名の掲載

(3) この法人が主催し、又は共催する研修会、セミナー等の情報提供

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、会費総額の50%以上を毎事業年度における当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

(除名)

第7条 この法人は、賛助会員が違法行為をする等、賛助会員としてふさわし

くないと認めるときは、理事会の決議により、その賛助会員を除名することができる。

2 この法人は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名になった者の既納の会費は、返還しない。

(退会)

第8条 賛助会員は、退会通知をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

賛助会員申込書

年 月 日

公益財団法人

秦野市スポーツ協会会長

住 所

氏 名

㊞

公益財団法人秦野市スポーツ協会の趣旨に賛同し、賛助会員として  
次のとおり申し込みます。

1 申し込み会員種別 ( 個人 ・ 企業 ・ 団体 )

いずれかに○印をお付けください。

2 氏名・企業・団体名

.....  
団体の場合、代表者名もご記入ください。

3 申込み口数

..... 口 ..... 円

(個人一口:5,000円 企業・団体一口:10,000円)

4 住 所 〒.....

5 電 話 ..... ( ) ..... ( 自宅 ・ 携帯 ・ 会社 )

6 所 属 (クラブ・団体名) ※個人会員の場合ご記入ください。

7 備 考 入会後に、ホームページ及び情報紙等による氏名又は法人名の公表  
について 同意します。 同意しません